

※給与支払報告書（総括表含む）は「A5」サイズにてご提出ください。また、個人別明細書は1人につき1枚提出すればよいこととなりました。

(8) 紙面支払報告書（個人別明細書）

※												※ 種別		※ 整理番号		※						
支払を受ける者	住所	※区分 寒川町宮山5111番地												受給者番号	1	AB-0015						
														個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 1 1	役職名	プロジェクトリーダー					
												(フリガナ)	サムカワ タロウ									
												氏名	寒川 太郎									
種別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額											
給与・賞与		内	千		千	円	内	千	円	内	千	円										
		8	512	000	6	560	800	3	350	000		0										
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額			控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)			非居住者である親族の数							
老人					特定		老人		その他		特親		特別		その他							
有	従有	3	380	000	1	人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人	人						
O												1	5			2						
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金特別控除の額						
	千	円	610	000	980	000		120	000	50	000	6	223	千	500	円						
(摘要)																						
5	前職 (株)宮山商会(R7.3.31 退職) 支払額 1,200,000円 社会保険料 200,000円 源泉徴収税額 40,000円																					
(1) 寒川 美紗(年少)																						
普A																						
生命保険料の内訳			新生命保険料の金額		350,000 円		旧生命保険料の金額				介護医療保険料の金額		90,000 円		年金額		旧個人年金保険料の金額		120,000 円			
住宅借入金等特別控除の額の内訳			住宅借入金等特別控除適用数		1		居住開始年月日(1回目)		H30 年		5 月		11 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		認(特)		住宅借入金等年末残高(1回目)		30,000,000 円	
			住宅借入金等特別控除可能額		300,000 円		居住開始年月日(2回目)								住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)			
(源泉・特別)控除対象配偶者			(フリガナ)	サムカワ ミコ					区分		配偶者の合計所得	国民年金保険料の金額		9		旧長期損害保険料の金額		2		1,200 円		
			氏名	寒川 文子								200,000		580,000 円		所得金額調整控除額						
			個人番号	5 1 5 1 5 1 0 0 0	0	9	8															
控除対象扶養親族			(フリガナ)	サムカワ キヨコ					16歳未満の扶養親族	区分		(フリガナ)	サムカワ タツヤ					区分		5人目以降の扶養親族の個人番号		
			氏名	寒川 京子								2		1 6 1 4 3 0 7 7		5 9 8						
			個人番号	9 1 5 1 0 1 0 0 5	8	9	8															
			(フリガナ)	サムカワ イシヅウ						区分		(フリガナ)	サムカワ マサヤ					区分	01	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		
			氏名	寒川 石藏								2		1 6 1 4 3 0 7 7		5 9 8						
			個人番号	7 7 7 7 1 1 1 1	0	0	0															
			(フリガナ)							区分		(フリガナ)	サムカワ マユ					区分	01	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		
			氏名									3		1 6 1 4 3 0 7 7		5 9 8						
			個人番号																			
			(フリガナ)							区分		(フリガナ)	寒川 真優					区分	01	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		
			氏名									4		1 6 1 4 3 0 7 7		5 9 8						
			個人番号																			
			(フリガナ)							区分		(フリガナ)	サムカワ タイ子					区分	01	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		
			氏名									4		1 6 1 4 3 0 7 7		5 9 8						
			個人番号																			
未成年者	外国人	退死	災害	乙	本人が障害者		寡婦	ひとり親		勤労学生	中途就・退職						受給者生年月日					
					特	その他の				就職	退職	年	月	日	元号		年	月	日			
										○	7	4	1	昭和		40	5	1				
支払者		個人番号又は法人番号		5 1 0 0 0 5 0 1 1 1 1 1 5	(右詰で記載してください)																	
		住所(居所)又は所在地		神奈川県高座郡寒川町宮山165番地												10						
		氏名又は名称		株式会社 寒川設計												(電話) 0467-74-1111						

## 〔 給与支払報告書(個人明細書) の記載要領 〕

こでは給与支払報告書（個人別明細書）の記載において、特に注意していただき箇所を中心に記載しています。詳細な記載方法については、国税庁ホームページ等をご確認ください。

記載欄	注意事項
①	給与の支払いを受ける方の <u>個人番号</u> を記載。
②	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除金額を控除した後の給与所得金額を記載。(所得金額調整控除額も忘れずに記載。)
③	配偶者控除を適用する場合には、該当する欄に「○」、配偶者控除の額、配偶者の氏名・カナ氏名・ <u>個人番号</u> を記載。 ※配偶者が老人に該当する場合には、老人欄にも「○」を記載。 また、配偶者特別控除を適用する場合には、「有」、「従有」、「老人」の欄に○をせずに、配偶者(特別)控除の額、配偶者の合計所得金額、配偶者の氏名・カナ氏名・ <u>個人番号</u> を記載。
④	16歳未満の扶養親族の年齢等については、ご確認をお願いします。 (令和7年12月31日時点で16歳未満の方が対象。)
⑤	<p>●前職分 前職の支払者、退職年月日、支払金額、社保金額、源泉徴収税額を必ず記載。</p> <p>●普通徴収切替理由 普通徴収対象者の方は、必ず「普通徴収」である旨を記載し、普通徴収切替理由書の符号を記載。 (記載例:普通徴収A、普A 等)</p> <p>●5人目以降の被扶養者 氏名及び対応する扶養区分の名称を記載。また、氏名の前にはカッコ書きで数字を付し、下段⑧の欄で記載する個人番号との対応関係が分かるように記載。 (例:5人目の16歳未満の扶養親族の場合→「(1) 氏名(年少)」)</p> <p>●同一生計配偶者 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障がい者、特別障がい者又は同居特別障がい者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載(例:「氏名(同配)」)。非居住者である場合には氏名の後に「(非居住者)」と記載。</p> <p>●所得金額調整控除 所得金額調整控除(23歳未満の扶養親族を有するとした場合)を適用し、かつ下段⑦の控除対象扶養親族(16歳未満扶養親族含む)がいない場合は、その対象となる扶養親族の氏名及びその旨を記載。 (記載例:氏名(調整))</p> <p>※所得金額調整控除の適用については、通常の扶養控除とは異なり、一人の対象者に対して、複数人の適用が認められています。</p> <p>●退職手当等の支払を受ける配偶者(退職所得を除く合計所得金額が133万円以下)、特定親族(退職所得を除く合計所得金額が123万円以下)または扶養親族(退職所得を除く合計所得金額が58万円以下)がいる場合、その者の氏名(氏名の前には(退)と付す)、続柄、生年月日、住所、退職所得を除いた合計所得金額の見積額、障害の区分及び国外居住の状況並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載。</p>
⑥	<p>年末調整の際に、住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、住宅借入金等特別控除の額、適用数、居住開始年月日、控除区分等を記載。また、記載例のとおり、所得税にて控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある場合は、住宅借入金等特別控除可能額も記載。</p> <p>控除区分については、一般住宅(増改築等を含む)の場合は「住」、認定住宅の場合は「認」、特定増改築等の場合は、「増」と記載。</p> <p>上記控除区分に加え、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築が、「特定取得(※1)」に該当する場合は、「(特)」を、「特別特定取得(※2)」に該当する場合には、「(特特)」を、「特例特別特例取得(※3)」に該当する場合は「(特特特)」を併記してください。 (例:一般住宅の特定取得の場合は、「住(特)」)</p> <p>特定取得(※1)……………住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p> <p>特別特定取得(※2)……………住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。</p> <p>特例特別特例取得(※3)…特別特定取得に係る契約が①居住用家屋の新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、②中古住宅の購入等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に締結されているもので、床面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満の住宅の新築等をいいます。</p> <p>なお、適用する住宅借入金等特別控除が2つある場合は、その住宅の取得等ごとに控除区分、居住開始年月日等を記載。</p>
⑦	控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名(フリガナ)・ <u>個人番号</u> を記載。 ※扶養親族が非居住者である場合には、「区分」欄に次のとおり記載。 「01」…30歳未満又は70歳以上の者、「02」…30歳以上70歳未満の留学生、「03」…30歳以上70歳未満の障害者、「04」…30歳以上70歳未満で送金を38万円以上を受けている者
⑧	「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の各欄には、個人番号の前に「(摘要)」の欄で氏名の前に記載したカッコ書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名等との対応関係がわかるようにしてください。 (例:⑤の摘要欄に「(1) 氏名(区分)」、⑧に「(1) 125698650015」)
⑨	基礎控除の額または当該金額がない旨を記載。
⑩	支払者の個人番号又は法人番号を右詰めで記載。